

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（不動産信託受益権の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）</p> <p>第八十五条 その締結しようとする金融商品取引契約が不動産信託受益権の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、当該不動産信託受益権に係る信託財産が宅地である場合にあつては、第一号から第九号まで及び第十三号に掲げるものに限る。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 当該不動産信託受益権に係る信託財産である宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨</p> <p>十～十三（略）</p> <p>2・3（略）</p> | <p>（不動産信託受益権の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）</p> <p>第八十五条 その締結しようとする金融商品取引契約が不動産信託受益権の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、当該不動産信託受益権に係る信託財産が宅地である場合にあつては、第一号から第八号まで及び第十二号に掲げるものに限る。</p> <p>一～八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>九～十二</p> <p>2・3（略）</p> |

附 則

この府令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。